冬こそお出かけ！秋田の冬旅商品造成支援事業助成金交付要項

（目的）

第１条　新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う観光客の減少により、本県の観光関連産業が大きな影響を受けていることから、交通事業者を活用した旅行商品の造成・販売を支援する。

（助成対象事業者）

第２条　助成金の対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、秋田県内に本店、支店又は営業所を持つ旅行業法（昭和27年法律第239号）第３条に基づき登録を受けた旅行事業者（個人を含む）において、同法第４条第１項に定める事業を行う者をいう。

（助成対象事業等）

第３条　助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次のすべての要件を満たす旅行商品とする。

（１）県内発着の商品であること。

（２）県内事業者所有の貸切バス又はジャンボタクシーもしくは鉄道を利用する商品であること。

（３）商品の販売にあたり当該助成金を活用していることを明示すること。

（４）令和４年12月1日から令和５年2月28日の期間に催行される商品であること。

（５）商品催行時は、日本旅行業協会・全国旅行業協会が策定した「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」や「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」等を参考に感染症防止対策に努めること。

２　助成金は、前項の事業を行うために必要な経費（以下「助成対象経費」という。）であって、一般社団法人秋田県観光連盟会長（以下「会長」という。）が必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内で交付する。

３　新型コロナウイルスの感染が拡大し、秋田県が本助成対象事業の停止を判断した場合には、当該旅行商品は助成対象外となるものとする。

（助成金の額等）

第４条　助成金の額は次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 助成区分 | 内容 | 助成金額 |
| 交通助成 | 1. バス等の利用を伴う旅行商品 | １台あたりの代金の10/10（上限50,000円） |
| 1. 鉄道の利用を伴う旅行商品 | 貸切車両料金または鉄道運賃・料金の10/10（上限30,000円） |
| 1. ①及び②を利用した旅行商品 | ①及び②の助成金額を合算した額  ①の上限を１台あたり75,000円に引上げ |

２　１事業者当たりに交付する助成金の上限は、原則として800,000円とする。

３　助成対象事業者が実施する助成対象事業における消費税及び地方消費税相当額については、助成対象経費から除く。ただし、鉄道助成に関してはその限りではない。

４　助成金の交付額が予算額に達した場合は、その時点で打ち切るものとする。

（助成金の交付申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする者は、商品催行前に、別表１に掲げる書類を会長へ提出するものとする。

２　前項の申請は支店、営業所毎に行うものとする。

（助成金交付内定の通知）

第６条　会長は、前条の申請があった場合には、速やかに交付すべき助成金の額を様式第２号（冬こそお出かけ！秋田の冬旅商品造成支援事業助成金の交付内定通知書）により、申請した旅行事業者（以下、「申請者」という。）に通知を行うものとする。

（申請の取下げ）

第７条　申請者は、申請の全部又は一部を取り下げようとするときは、直ちにその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

（実績報告及び請求書の提出）

第８条　申請者は、毎月末日締めにより翌月10日（当該日が土曜日や日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する国民の祝日に当たるときは、その翌日）までに、別表２に掲げる書類を会長へ提出するものとする。

（助成金の支払）

第９条　会長は、前条の提出書類を審査し、適当と認めたときは速やかに助成金を支払うものとする。

（助成金の取消し等）

第10条　助成を受けた事業者（以下「助成事業者」という。）が、次の各号の一に該当するときは、決定した助成金の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）不正の手段により助成金を受けたとき

（２）助成金交付の要件に違反したとき

（助成金の経理等）

第11条　助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び全ての証拠書類を当該助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。

（協議）

第12条　申請者は、自らの責めに帰さない理由により助成事業の遂行に支障が生じた場合は、その取り扱いについて、会長と協議し、承認を受けなければならない。

（その他）

第13条　この要項に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要項は、令和４年１１月９日から施行する。

別表１（助成金の交付申請に必要な書類）

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | 添付すべき書類 |
| 1 | 「冬こそお出かけ！秋田の冬旅商品造成支援事業申請書」（様式第１号） |
| 2 | ツアー情報（様式第１号－１） |
| 3 | ツアー行程表（任意様式） |
|  |  |

別表２（助成事業の実績報告に必要な書類）

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | 添付すべき書類 |
| 1 | 「冬こそお出かけ！秋田の冬旅商品造成支援事業実績報告書」（様式第３号） |
| 2 | ツアー実績（様式第３号－１） |
| 3 | 最終旅程表（任意様式） |
| 4 | 参加者名簿（任意様式） |
| 5 | バス運行証明書（様式第４号）及びバス運送引受書の写し（※バスを利用した場合） |
| 6 | 鉄道利用証明の写し及びその金額が分かる書類（※鉄道を利用した場合） |
| 7 | 助成金交付請求書（任意様式） |